

# 総務厚生常任委員会会議録

【開会】	2
【議案第1号】平成27年度矢板市一般会計補正予算（第1号）	3
【議案第2号】平成27年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）	5
【議案第3号】矢板市個人情報保護条例の一部改正について	7
【議案第4号】矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	9
【議案第5号】字の廃止及び町の区域の変更について	10
【陳情第6号】年金積立金の安全かつ確実な運用を求める陳情	11
【閉会中の継続審査の申し出について】	12
【委員長報告】	12
【閉会】	12

## 1 日 時

平成27年6月17日(水) 午前10時03分(開会)～午前11時35分(閉会)

## 2 場 所 第1委員会室

## 3 出席委員(8名)

委員長 和田 安司 副委員長 小林 勇治

委員 高瀬 由子、櫻井 恵二、関 由紀夫、石井 侑男、  
中村 有子、大島 文男

## 4 欠席委員 なし

## 5 説明員(34名)

### (1) 総合政策課(3人)

①総合政策課長 横塚順一 ②政策企画担当 村上治良

③政策企画担当 齋藤厚夫 ④情報システム統計担当 石川民男

### (2) 秘書広報課(1人)

①秘書広報課長 柳田和久

### (3) 総務課(5人)

①総務課長 三堂地陽一 ②行政担当 佐藤裕司 ③人事担当 小野崎賢一

④財政担当 高橋弘一 ⑤管財担当 関谷一男

### (4) 税務課(5人)

①税務課長 大谷津敏美智 ②徴収班長 津久井保 ③市民税担当 谷中清吉

④資産税担当 塚原明 ⑤担当主幹 後藤一浩

### (5) 社会福祉課(3人)

①社会福祉課長 永井進一 ②生活福祉担当 齋藤浩明 ③社会福祉担当 齋藤昭宏

- (6) 高齢対策課（4人）
  - ①高齢対策課長 石崎五百子 ②高齢福祉担当 加藤清美
  - ③介護保険担当 阿久津功
- (7) 子ども課（5人）
  - ①子ども課長 薄井勉 ②健康支援担当 丸谷久美子 ③子育て支援担当 沼野晋一
- (8) 市民課（3人）
  - ①市民課長 鈴木康子 ②市民・年金担当 塚原由 ③戸籍担当 星哲也
- (8) 健康増進課（3人）
  - ①健康増進課長 小瀧新平 ②健康増進担当 田城博子
  - ③国保医療担当 高久聡子
- (9) くらし安全環境課（1人）
  - ①くらし安全環境課長 河野和博
- (10) 出納室（2人）
  - ①室長 兼崎妙子 ②担当主幹 駒野和代
- (11) 選挙監査事務局（1人）
  - ①選挙監査事務局長 鈴木浩

6 担当書記 相馬 香織、日賀野 真

## 7 付議事件

- 【議案第1号】平成27年度矢板市一般会計補正予算（第1号）
- 【議案第2号】平成27年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 【議案第3号】矢板市個人情報保護条例の一部改正について
- 【議案第4号】矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 【議案第5号】字の廃止及び町の区域の変更について
- 【陳情第6号】年金積立金の安全かつ確実な運用を求める陳情

## 8 会議の経過及び結果

【開会】

- 委員長（和田安司） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は、成立している。ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。

（10時03分）

- 委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は
  - 【議案第1号】平成27年度矢板市一般会計補正予算（第1号）
  - 【議案第2号】平成27年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 【議案第3号】 矢板市個人情報保護条例等の一部改正について
  - 【議案第4号】 矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
  - 【議案第5号】 字の廃止及び町の区域の変更について
  - 【陳情第6号】 年金積立金の安全かつ確実な運用を求める陳情
- の6件である。

#### 【議案第1号】

- 委員長 「議案第1号 平成27年度矢板市一般会計補正予算（第1号）」を議題とする。提案者の説明を求める。
- 総務課長（三堂地陽一）

（「提出議案説明書」1頁を朗読。「平成27年度矢板市補正予算書」1頁を朗読。「平成27年度矢板市補正予算書」2頁及び3頁により説明。詳細について「平成27年度予算に関する説明書」4頁から9頁により説明。）

議案第1号 平成27年度矢板市一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ3,320万円を追加計上し、予算総額を126億3,620万円に補正しようとするもの。

#### 歳入

- 14款2項2目、民生費国庫補助金は、生活保護適正化事業補助金で、補助金が国の見直しによりカットになったための減。
- 18款1項1目、財政調整基金繰入金は、不足分を調整基金から繰入れるもの。

#### 歳出

- 2款1項5目、財政管理費は、庁舎管理整備事業で議会中継システムの整備費。9月を目途に庁内にテレビを設置し、市民の皆様にもご覧いただけるシステム。工事費は、LANケーブルや機器の取り付け費用。備品購入費は、カメラやテレビを購入する費用。
- 3款1項2目、老人福祉費は、介護保険特別会計への繰出金。
- 3款3項1目、生活保護総務費は、生活保護のシステム改修であり、生活保護費の支給に際し使用しているソフトの改修費。住宅扶助、冬季加算が修正になるためのソフト改修。
- 6款1項3目、農業振興費は、5月の全員協議会で報告した道の駅やいた駐車場の駐車区画線を広げる工事。委託料は設計費。駐車場の確保台数は44台。これまでの区画より広がるため、お客様には乗り降りで満足いただけるものと思う。
- 7款1項2目、商業振興費の補助及び交付金は、シャープ家電購入の際の2,000万円の補助を行うもの。シャープの製品特にテレビを買うと率が上がる仕組み。空き店舗対策事業支援補助で、矢板駅西限定で、停車場線及び国道461号線沿いの空き店舗を改修し利活用する場合の補助で100万円の補正。委託料は、7月からシャープの補助を開始するが、議

会の議決後であり周知の間がないためチラシを作成し、新聞折り込みで周知をするためのもの。工業振興費は、企業誘致推進事業の報償費であり、誘致により工場を建てた場合の工場費用の1%を補助するもので、今回該当者がいるための補正。

10款2項2目、教育振興費は、小学校教育振興事業で、平成27年度から小学校の教科書が改訂になったことに伴い、教職員及び非常勤教職員に指導書を用意するためのもの。教職員の増加により購入費用が不足したための補正。

- 委員長 これより議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
- 大島委員 一番最後に説明があった教職員、非常勤講師の関係、9ページであるが、先生の人数は何人くらいを見込んでいるのか。教職員が何名で、非常勤講師が何名か。
- 総務課長 実際の教職員の増は6名。このほか、1冊当たりが高価であり万単位のものがある。また、指導書の上下、前期分後期分の下巻の漏れがあった。当初の漏れがあった。上だけしか買わなかった。それには下があったのに買っていなかった。そのようなものがあった。
- 大島委員 今現在、矢板関係の教職員、非常勤講師は何名か。
- 総務課長 非常勤講師は36名。教職員は確認してほしい。
- 委員長 担当課長ではないので確認してほしいということであり、答弁は後ほどで良いか。
- 大島委員 結構である。もう1点。農林水産業費の道の駅の舗装関係だが、お金が云々ではなく、6月の補正で急遽だったのか、当初予算で取れなかったのか、どのような背景で6月補正になったのか内部的なものを説明してほしい。
- 総務課長 これまでも一般質問の中でも質問いただいております、その中でなかなかできないということで、今日に至っていた。国の補助をもらっているということで、関東農政局が窓口であり協議をしていた。県とも協議をしていた。そちらでよしということになったため、年度途中であるが早めの方が良いだろう。当局としては、できればお盆前に行いたいということで、年度途中ではあるが早めの6月補正ということになった。当初の際には、この話はまとまっていなかった。
- 大島委員 この中に国県補助金が入っていないが、後で入るという理解で良いか。
- 総務課長 道の駅については単独費での対応になる。補助金ではなく、説明が足りなかったが、補助で作ったものなのでスペースを広くすることがなかなかできなかった。44台確保できれば良いだろうということで、広げられることになった。
- 石井委員 ただ今の質疑に関連し、補助金が出ないことはわかった。その中で44台確保できたということだが、今までと比べて何台減るのか。
- 総務課長 8台減る。
- 石井委員 大型はそのままと考えてよいか。
- 総務課長 ご指摘のとおり。
- 石井委員 6ページの工業振興費の工場誘致に対する1パーセントの報償費は、具体的にはどこの工場なのか。
- 総務課長 シャープ(株)の東側に、三ツ和商事のチョコレート工場が進出した。

○石井委員 商業振興費の中の100万円だが、西口、国道461号線を含め空き店舗対策が予算化されているが、今までの実績はここ3年くらい無いと私はみているが、今回新たに出したということは、需要がある程度見込めるものと推測する。要望になるが、せっかく予算化してあるので、もっと広報にも力を入れてもらいたい。一般の市民に、空き店舗を活用するという情報が充分伝わっていないので、その辺も活用できなかった1つの原因だと思う。要望である。

○関委員 6ページの生活保護費は5億8,400万円だが、人数は何人か。国からの支援があると思うが、どのような形なのか詳しく知りたい。

○社会福祉課長(永井進一) 生活保護者は、平成27年4月1日現在で世帯数が233世帯、人数が279名である。補助制度は、国県市であり、国からの補助金が入る。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 先程の大島委員からの質疑に対して、まだ確認が取れていないが、後からの報告で良いか。

○大島委員 結構である。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第2号】

○委員長 「議案第2号 平成27年度矢板市介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長(石崎五百子)

(「提出議案説明書」1頁を朗読。「平成27年度矢板市補正予算書」5頁を朗読。詳細について「平成27年度予算に関する説明書」14頁及び15頁により説明。補足資料として、介護保険料のパンフレットを配付し説明。)

議案第2号 平成27年度矢板市介護保険特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出にそれぞれ327万8千円を追加計上し、予算総額を24億7,807万円に補正しようとするもの。

歳入には、介護保険料、国庫支出金、県支出金及び繰入金を追加計上し、歳出には、地域支援事業費を追加計上。

補正の主な理由は、生活支援体制整備事業を開始することによる諸費用の補正。介護保険法の改正により、市町村が行わなければならない4つの事業の内の1つである生活支援体制整備事業の準備が整ったため、平成27年4月から開始している。

内容は、1点目が協議会を設置し、生活支援サービス、介護予防サービス等を創出したり、課題を見つけたりする作業を行う。こちらは矢板市高齢者生活支援協議会設置要綱を4月に設置した。もう1点は、生活支援コーディネーターを配置すること。高齢者の生活支援介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域においてこれらの構築に向けたコーディネート機能を有する者を配置するもの。地域包括支援センターに委託している。

もし今年度にできなければ議会の議決をいただき遅らせるというものであったが、今般準備が整ったため4月からスタートしている。その経費の一部は、流用させてもらった。

## 歳入

補足資料のパンフレットは、介護保険料の納付書を送付する際に、市民の皆様へ渡しているもの。パンフレット表紙の下段に、介護保険の財源として円グラフがある。

介護保険事業は、65歳以上の皆様方から介護保険料を頂き、40歳から64歳の方からも保険料を頂くのが半分。残り半分は公費で賄っている。国県市が公費を支出している。

介護保険の事業を行う場合は、この率に基づいて事業費が決定される。但し介護保険事業は、介護保険サービスを受けた給付費の部分と、地域支援センター等の介護予防の部分については、この割合が若干変わる。

歳出に生活支援体制整備事業で327万8千円を増額するため、歳入は歳出の負担割合で計上している。

1款1項1目、第1号介護保険料は、事業費の22%。

3款2項3目、国庫支出金は、事業費の39%。

5款2項2目、県支出金は、事業費の19.5%。

8款1項4目、繰入金は、市の持ち分であり事業費の19.5%。端数処理が必要な場合があり、端数処理分で千円プラスになっている。

## 歳出

3款2項6目、生活支援体制整備事業費であり、生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加を目指し平成27年4月から開始している。主な費用は、生活支援コーディネーター1名を地域包括支援センターに配置し、その委託料である。委託料の内容は、コーディネーター1名の人件費、移動に係る費用、消耗品費等である。

○委員長 これより議案第2号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○石井委員 生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに委託とのことだが、生活支援コーディネーターは何か資格がある方なのか

○高齢対策課長 特に有資格者ということではない。但し、目的が地域の生活支援に関するも

の掘り起しと地域団体等との連携が求められるため、顔が広い、地域の中で活躍していた方が適任である。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決された。

### 【議案第3号】

○委員長 「議案第3号 矢板市個人情報保護条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

(「提出議案説明書」1頁を朗読。「議案書」2頁を朗読。議案書3頁から10頁について、条文の朗読に代えて改正内容説明。)

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)が公布されたことに伴い、所要の整備を行うため条例の一部を改正するもの。

議案書3ページであるが、一部を改正する条例ということで、今ある矢板市個人情報保護条例の中に加える条項が生じたため、このような解りにくいものになっている。

番号法については、先日の全員協議会で説明した通り、平成27年10月から12桁の番号が国民の皆さんに生涯振られる。それに伴い、課税証明や住民票等が色々な手続きの際に省けて簡略化される反面、番号で管理されることにより情報の漏洩等、個人の情報、番号に付随する色々な情報が漏れる心配が非常に大きくなる。番号に伴う関係機関でのやり取りを厳しく制限するため、今ある個人情報保護条例の中に厳しく扱いを規定するもの。

3ページに、番号で5番、6番、7番、8番と振ってあるが、その中のカギ括弧にある、特定個人情報、6では情報提供等記録、7では保有特定個人情報、8では特定個人情報ファイルの4つの言葉が条例の中に新たに加わるため、条例の中でその文言の内容を説明するものが加わることになる。今ある個人情報保護条例の中に4項目の内容を規定するもの。

第9条の2は、保有特定個人情報の利用の制限を新たに規定するもの。番号の扱いが非常に難しいため、実施機関、例えば矢板市役所の内部でも利用を厳しく制限するもの。第2項及び第3項は、除外規定であり、人命、身体及び財産の保護のために必要がある場合は本人の同意があればそうではないことを謳っている。

第9条の3は、情報提供等記録の利用の制限で、同じく利用の制限を第9条から厳しくしたもの。

第12条の2は、特定個人情報保護評価を新たに加えるもの。評価として特定の個人情報について、今現在矢板市には、矢板市情報公開・個人情報保護審議会という組織があり、その意見を聴くことを規定するもの。

第12条の3は、特定の個人情報の内容について保護審議会に通知をすることとし、その通知の項目の内容が記載されている。例えば、特定個人情報ファイルの名称から始まり、その内容についての項目を規定するもの。第2項は、適用除外の内容が記載されている。今まで説明した内容は全て、今までの個人情報保護条例の中に無いものが加わったもの。

第12条の4は、特定個人情報ファイル簿の作成及び公表で、市役所等実施機関は個人情報のファイル簿を作成し、公表しなければならないことを規定したもの。第2項は除外規定。

8ページについて、特定個人情報に関しては、12桁の番号とそれに伴う情報であり、情報が間違っていた場合、例えば住所が間違っていたり、氏名の漢字が間違っていたりした場合、今までは監視をするのが法定代理人を立て、本人以外で法定代理人という立場の人が必要であったが、今度はもっと広く監視できるように緩和され、法定代理人を代理人という立場の方でも良いということで、代理人が監視もできることを規定したもの。

9ページの上段2項は、特定個人情報に誤りがあった場合、利用停止、私の情報は使用しないしてほしいということができるようになったことを規定したもの。

条例改正案は3ページから10ページまで謳っているが、内容としては冒頭に説明したとおり、4つの言葉、特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報、特定個人情報ファイルが法改正で変わりこれを規定し、その扱いを厳しくする内容を今ある条例に加えるもの。また、今まで法定代理人であったものが代理人という立場の方が監視ができ、或いは請求ができるという内容である。

附則として、この条例は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行日である平成27年10月5日から施行する。

内容は、上位法が改正したことに伴っての条例の改正である。

○委員長 これより議案第3号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第3号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (10時55分)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (11時03分)

○委員長 議案第1号について、報告を求める。

○総務課長 先程大島委員から、学校の先生の数を求められていたので報告する。小学校は1



39名、中学校は81名、この他、市費として非常勤の先生であるが、先程36名と説明したが、小学校が35名、中学校が17名である。

#### 【議案第4号】

○委員長 「議案第4号 矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○子ども課長（薄井勉）

（「議案書」11頁を朗読。「提出議案説明書」2頁を朗読。「議案書」12頁、条文を朗読し改正内容説明。）

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の整備を行うため条例の一部を改正するもの。

家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業の他の3つの事業を指す。1つ目が小規模保育事業のA型、B型、2つ目が居宅訪問型保育事業、3つ目が事業所内保育事業の保育所型、小規模型。合わせて家庭的保育事業の4つの類型をいう。

今回の改正は、改正条文中、第29条第3項は小規模保育事業A型を指し、第31条第3項は小規模保育事業B型を指し、第45条第3項は保育所型事業所内保育事業を指し、第48条第3項は小規模型事業所内保育事業を指し、これらの文言中、これまでは保健師又は看護師一人に限って保育士とみなすことができるとされていたが、今回の改正で、これに加え准看護師も保育士とみなすことができるとしたもの。

附則については、交付の日から施行し、国の省令の一部改正が施行されたのが平成27年4月1日からであったため、それに合わせ遡及適用させるもの。

○委員長 これより議案第4号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○石井委員 今の説明の中で、市内に小規模のA型、B型或いは保育所更には小規模型という4つの形態があるということだが、矢板市内の実態はどうなのか、もう少し詳しくお願いしたい。

○子ども課長 市内に4つあるということではなく、制度上4つの類型があるということであり、市内に実際にあるのは小規模型のA型1箇所のみである。但し、この制度にはのらない事業所内保育が4箇所あるが、市の認可を受けていない事業所である。

○委員長 ほかに質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第4号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決された。

【議案第5号】

○委員長 「議案第5号 字の廃止及び町の区域の変更について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

（「議案書」13頁を朗読。「提出議案説明書」2頁を朗読。「議案書」14頁から17頁を説明。「議案第5号議案資料」により説明。）

平成10年10月23日付、栃木県指令都計第299号で認可のあった矢板都市計画事業木幡土地区画整理事業の施行の結果、現況に符号しない区域が生じ、変更を必要とするため、法の定めるところにより議会の議決を求めるもの。

議案書14頁から17頁は、変更調書として変更前の町名、字名、地番、変更後の町ということで、変更前の町が富田或いは木幡、変更前の字がそれぞれ記載してある。地番については、提出した時点では全部で856筆ある。これらの町名を木幡にし、字を廃止するもの。変更後の町が全て木幡になり、字が無くなる。これについては、議案第5号議案資料の一番後ろの図面が解り易くなっている。

木幡土地区画整理事業については、今年度換地を予定し、登記が来年度の予定。面積は26.5ヘクタール。全部の区域の中には、旧県営富田住宅周辺が富田地番になっている。中央通り周辺の一部も富田地番になっている。その富田地番を木幡地番に直すもの。従って、木幡土地区画整理事業地区内26.5ヘクタールは全部町名が木幡になる。その他、これまで字としてあった字名を全て廃止するもの。その作業については、この図面上で、富田地番が①から⑦、旧富田県営住宅周辺の部分だが、①から⑦のどちらかということと北側が富田地番になる。⑪から⑱までが木幡で字名がある地番である。富田が少し入り組んでいたということで木幡地番に町名を変更するもの。

この作業にあたっては、既に地区内の権利者の皆さんに説明会を開催し、了承を頂いている。

今回、字の廃止及び町の変更ということで提出をさせていただいた。

○委員長 これより議案第5号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○石井委員 ただ今の説明の中で、関係者の了承を得ているとのことだが、字の変更によっては学区の変更が考えられると思うが、地権者等全員に了承してもらったと理解してよいか。

○総務課長 理解をさせていただいている。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第5号は、原案のとおり決定す

ることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決された。

#### 【陳情第6号】

○委員長 次に、「陳情第6号 年金積立金の安全かつ確実な陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局 (「陳情文書」6頁を朗読)

○委員長 意見はないか。

○関委員 今現在、年金は株式で運用していると思うが、どのような形で行っているのか。

○市民課長(鈴木康子) 国民から集めた年金は厚生労働大臣に入り、その運用寄託としてGPIF、年金積立金管理運用独立行政法人に預けられ、独立行政法人が運用を行う。中期計画、ポートフォリオとは、長期的な観点からの債権・株式等による資産構成割合である。

国内債券割合が昨年変更になったためこの陳情が提出されたと思うが、前回は国内債券が60%、平成26年10月に変更になった割合は35%である。国内株式は、12%から25%に変更。海外株式は12%から25%に、海外債券は11%から15%になった。今まで債券で持っていたものが株式に変わり、株式の割合が多くなりリスクが高くなったということを示していると思われる。

○委員長 意見はないか。

○石井委員 今説明にあったが、ご承知のように今の安倍政権が景気回復ということで異常なほど金融緩和等され、株或いは債券の利回りがものすごく良くなっているのが現状である。その時々々の社会情勢で、もちろん的確に見極めることが大切だと思うが、その時々々に適当なバランスをとりながら投資することも私は理解できる場所がある。一方で、陳情者の意見の中に、組合員の関係者の意志が反映できない組織というというものもあり、その辺を考えると非常に難しい陳情書であるというのが私の意見である。

○高瀬委員 私の学生時代にアメリカの大学では、既に自分たちの経営費用を株式に充て、スペシャリストを大学の中に呼び運営していた。ここ数十年日本の大学でもそのようなことを行っており、たぶん他の大きな企業は全てスペシャリストを企業の中に置き、為替相場を見ながら、今年は何の割合で、円のもの、海外のもので、債券もしくは株式を買っていくかということをしていると思う。

うまくいっている場合は問題ないが、急激な経済危機があった場合、例えばリーマンショック等には対処しきれないものではないということと、専門家を常に雇っておかなければならず、専門家は非常に高額なサラリーをもらっているため、そのサラリーも含め、専門家たちの意見を聞いていき、実際今、もう少し130円くらいまで円安が進んでいくのではないかとこの見方があるので、たぶん海外の債券を増やしている。これが本当に進んでいくのであれば非常に良いことだが、誰にも進むという確定ができないので、もう少し研究してから行っていかねばならず、即答するものではないと思う。

○大島委員 今皆さんから説明していただいたように、基金を持っている中での投資。ある程度危険を冒しても高いリスクの方にといい、若干そのリスクが増えている、それを阻止する陳情であるが、もう少し他の地区がどのような判断をするのか、簡単にこのような問題は分けられない。誰も投資関係はわからない。この運用利回りを受け、皆さんに還元できるような年金だと思っているので、今の段階では継続にしてもらいたいと思う。

○中村有子委員 リスクが考えられることもあり、もう少し皆さんで協議をしたり、調査をしたりということが考えられるので、継続でお願いしたい。

○櫻井委員 個人的には行っても良いのではないかと思うが、おおよそ大島委員の意見と同じである。陳情者の立場も解るし、世の中の流れもある。他市と合わせることも必要と思うので、継続でお願いしたい。

○副委員長（小林勇治） 継続でお願いしたい。

○委員長 ほかに意見はないか。

（意見なし）

○委員長 なければ意見はこれで終了する。これより採決する。陳情第6号は、継続審査とすることに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 ご異議なしと認める。したがって、陳情第6号は、継続審査とされた。

#### 【閉会中の継続審査の申し出について】

○委員長 次に、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題とする。事務局に閉会中の継続審査の申し出についての説明を求める。

○事務局（説明及び朗読）

○委員長 これより採決する。閉会中の継続審査の申し出については、別紙継続審査の申し出のとおりとすることに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 ご異議なしと認める。したがって、別紙の総務厚生常任委員会に係る閉会中の継続審査事件一覧表に記載のある審査事件について、継続審査とすることに決定された。

#### 【委員長報告】

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件等は、すべて終了したが、委員長報告については、私にご一任願えるか。

（異議なし）

○委員長 それでは、私にご一任願う。

#### 【閉会】

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。

（11時35分）